

## 企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件（案）

項目	条件	考え方	備考
資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の水道事業に係る資産は、負債もあわせて企業団が無償で承継する。</li> <li>自己水源については、市町村の意見を尊重する。</li> </ul>	—	確定済み
技能職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業団は、技能職員は持たない。</li> <li>※ ただし、企業団職員が行っている業務（浄水場の運転管理等交替制業務）に従事している市町村の技能職員については、職種変更の上、企業団が受け入れる。</li> </ul>	—	確定済み
外郭団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業団は、外郭団体は持たない。</li> </ul>	—	確定済み
土地の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業で使用しないという判断及びその土地の売却については、市町村と十分協議した上、企業団が行う。</li> <li>跡地利用に係る計画立案のイニシアティブは、企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ。</li> </ul>	—	確定済み
会計	用水供給事業会計と 末端給水事業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>府域一水道の実現まで、会計を区分する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用水供給料金の算定根拠を明確にするため、府域一水道の実現までは用水供給事業会計と末端給水事業会計とは区分する。</li> </ul>
	末端給水事業会計 同士	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計統合しても料金等への大きな影響がないと認められる場合は、会計を統合する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業団が経営する水道事業において供給される水の料金が、地域によって異なるというのは好ましいことではないが、市町村間で経営状況が異なるため、統合する団体の状況により、会計を統合した場合の影響が異なることから、統合時点では会計を区分して事業を運営し、料金等への大きな影響がないと認められる状況になれば、順次、会計を統合する。</li> </ul>
施設整備水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来に亘って事業を継続、持続できるようにアセットマネジメントに基づいた「施設整備計画」の妥当性を個別に判断。妥当と認められれば統合可とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備計画における将来の施設整備水準については、市町村間で施設整備状況等が異なるため、具体的な数値基準を設けることは困難である。</li> <li>一方、将来の施設整備水準について一定程度のレベルを担保する必要があるため、アセットマネジメントに基づいた施設整備計画を策定することとする。</li> <li>そのうえで、当該計画における施設の最適配置等について妥当性を個別に判断し、それらが妥当と認められれば統合可とする。</li> </ul>	
経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の内容が盛り込まれた「経営計画」の妥当性を個別に判断。妥当と認められれば統合可とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収益的収支、運転資金、起債残高、一般会計繰入金などの状況が示されていること。</li> <li>➤ 累積赤字が解消されていない場合は、一定期間内に累積赤字を解消できる方策が示されていること。</li> <li>➤ 「施設整備計画」を達成することを前提とした内容のものであること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営計画における将来の経営状況については、市町村間で経営状況等が異なるため、具体的な数値基準を設けることは困難である。</li> <li>一方、将来の経営状況について一定程度のレベルを担保する必要があるため、収益的収支などの経営状況及び累積赤字の解消方法を盛り込むとともに、施設整備計画の達成を前提とした経営計画を策定することとする。</li> <li>そのうえで、当該計画における料金水準や起債充当率等の経営シミュレーションの条件等について妥当性を個別に判断し、それらが妥当と認められれば統合可とする。</li> </ul>	
下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業団は、下水道事業を引き継がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業は、その普及率が河川の水質保全に大きく関係するとともに雨水の内水排除を目的とした施設整備が必要である等、市町村行政（河川部局等）との結びつきが極めて強く、また、一般会計からの繰出金が支出されている場合も多いため、一部事務組合である企業団が事業を引き継ぐことは困難。</li> <li>ただし、下水道使用料の徴収や窓口業務等、既に水道事業と一体で行っている業務については、お客さまサービスを維持するため、個別に対応を検討・協議する。</li> </ul>	